

各 所 属 長 殿

岐 阜 県 警 察 本 部 長

協力者指紋の取扱いについて（例規通達）

協力者指紋の取扱いについては、「関係者指紋の取扱いについて」（昭和63年6月21日付け鑑発第262号。以下「旧通達」という。）に基づいて実施してきたところであるが、協力者指掌紋の適正な採取等を図るため、新たに「協力者指紋の取扱いについて（例規通達）」を制定し、これにより運用することとしたので適正な運用に努められたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 協力者指紋採取時における措置

- (1) 採取前に協力者指紋採取の趣旨を十分説明して、協力者の不安感を除去すること。
- (2) 選別が終了し用済みとなった後は、警察が責任をもって確実に協力者指掌紋票を廃棄処分する旨を説明し、理解を求めること。
- (3) 採取時において、協力者指掌紋票について返還要求があった場合は、選別が終了し用済みとなった後、速やかにこれを交付する旨を説明し、理解を求めること。

2 廃棄処分前に協力者から返還要求があった場合の措置

- (1) 現に選別に使用中の協力者指掌紋票について返還要求があった場合は、現に選別のため使用中であり、選別が終了するまでは応じられない旨をよく説明し、理解を求めること。
- (2) 選別終了後廃棄処分前の協力者指掌紋票について協力者から返還要求があった場合は、以後の適正な取扱いについて十分指導した上、これを交付すること。
- (3) 選別終了後廃棄処分した協力者指紋票について返還要求があった場合は、警察が責任をもって廃棄処分した旨を説明すること。

3 協力者指掌紋票を廃棄した場合の措置

協力者指掌紋票を廃棄処分する場合には、協力者氏名、廃棄処分年月日、廃棄処分取扱者等を別記様式に記録し明らかにしておくこと。

